

広島県犯罪被害者等支援推進連絡会議議事録

- 1 日 時 令和5年7月27日(木) 10:00~11:45
- 2 場 所 県庁南館101会議室
- 3 出席者 池田委員、内野委員、河口委員、北口委員、濱野委員、吉中委員
伊藤委員及び檜山委員は欠席(事前聴取)
- 4 会議資料 別添のとおり
- 5 内容 県からの取組の説明後、各委員から意見を伺った。

【各委員からの御意見等】

(欠席委員からの御意見(事務局から報告))

県民活動課の石田です。

本日御欠席の伊藤委員、檜山委員からの御意見を紹介させていただきます。

まず、伊藤委員からの御意見です。

2ページの②居住の安定についての取組です。

県営住宅の優先入居、一時入居の取組について、「県営住宅の「申込みのしおり」に犯罪被害者を優先する欄を設けているとされる。」というところで、犯罪被害者の特定につながるおそれはないか。既存居住者に知られてしまうのではないか。申込実績がゼロにとどまるのは、そのような懸念があるからではないかという御意見。

また、ウの住居相談の時に犯罪被害者の意向に応じて県営住宅を優先的に斡旋するような運営方法は考えられないかという御意見がありました。

これについては、住宅課の方が対応している取組になりますので、担当課からの回答を述べさせていただきます。

まず、「優先入居」ですが、申込情報は個人情報であるため厳重に管理しており、既存居住者に知られることはない。DV被害者については年間10件程度の申込みがあるということでした。

住居相談については、犯罪被害者からの希望がある場合は、積極的に県営住宅への入居を案内しており緊急的に入居が必要な場合は、対応可能である。ということで、既に対応されているということでした。

次に同じく2ページの③雇用の安定について、援助団体の会員・賛助会員約350社を対象にリーフレットが配布されている。経済団体と連携して、配布先を拡大する必要はないかという御意見がありました。

次に5ページ必要な支援にアクセスしやすい環境の整備の(2)のオ性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境の整備で、「ワンストップセンターひろしま」と「全国共通の電話相談ダイヤル」の関係はどうなっているのか。県内から後者に電話をすれば前者につながるのか。という御質問がありました。

この2件については、県民活動課の取組となっていますので、広兼から回答させていただきます。

(県民活動課 広兼)

まず、リーフレットの配布についてですが、伊藤委員の言われるとおり、経済団体や医療機関など、配布先の拡大については検討をしたいと考えているところです。また、効果的な広報啓発に繋がるように、ホームページ等デジタルを活用したわかりやすい広報活動の実施を検討したいと考えています。

また、ワンストップの電話相談ダイヤルについてですが、お見込みのとおりで、全国共通ダイヤルに電話をかけた場合、電波の発信場所から発信元の近くのワンストップ支援センターに繋がる仕組みとなっています。

(県民活動課 石田)

次に7ページ社会参画の理解促進・支援基盤の強化の(1)県民等の理解促進のイの取組で、評価には大学が記載されているが、令和4年度の取組には出てこないがどういうことかというご質問がありました。

最後になりますが8ページ③民間支援団体に対する支援の早期援助団体への情報提供ですが、取組の方向性では「全国的な水準で行われるよう」とされているが、評価では「全国的な水準」と比較されているようにはみえない。というご意見がございました。

いずれも警察本部の取組となっています。

県警からの回答としては、命の大切さを学ぶ教室の対象者は中学生・高校生に限定しておらず、大学生にも実施している。ということでした。

全国的水準についてですが、全国的に、中長期にわたる継続的な支援の必要性が想定される事案について、被害者等の同意を得て情報提供を検討することとされているが、これに基づき、当県警察においても積極的に情報提供を実施している。なお、全国警察からの情報提供件数は非公開となっており、このような記載となっているということです。

以上が伊藤委員からの御意見になります。

続いて、広島県医師会の檜山委員からの御意見です。

5、6ページの必要な支援にアクセスしやすい環境の整備の(2)のケ医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進の令和4年度の取組で警察への届出を躊躇している性犯罪被害者等が医療機関を受診した場合に備え、1医療機関に証拠採取キットの整備を試行することができたとありますが、取組結果として、運用実績がなかったため、令和5年度は廃止して、医療機関が被害者の意向にそって、性被害ワンストップセンターひろしまか警察へ連絡する方法へ転換するとあります。

これについて、1医療機関で運用がなかったからと言って、廃止するのか。

必要な支援にアクセスしやすい環境というのは、とても大事なことだと思う。相談機関を知らなくても医療機関に行くこともあると思うので、キットが大きい物であるとか、大変なものでなければ、多くの医療機関に整備をした方が良いのではないかという御意見がありました。

警察本部の取組となっており、確認したところ

当初は、警察への届け出を躊躇した被害者を対象に医師判断での採取も視野に入れて試行しましたが、性被害について、ベテラン医師でもその判断が難しく、実際の資料採取について、採取場所や作業方法を熟知している医師ばかりではないため、補助的役割が必須となり医療機関に任せることは実際には医師への負担が大きく現実的には困難という課題もある中でワンストップ支援センターひろしまの証拠採取の取組が始まったことから、運用を転換することとなったというところから、

実際に、医療機関を対象者が受診した際に証拠採取が必要となる場合も想定して、今後より良い運用ができるよう、警察、性被害ワンストップセンターひろしま、医療機関でのマニュアルの整備

等適宜行い迅速な対応を心掛けたいと思います。

以上、欠席委員からの御意見と対応についての回答となります。

(県民活動課 中村)

ありがとうございました。

続きまして、各委員から、5分～10分程度で

犯罪被害者等支援について、御意見などを頂戴したいと思います。

皆様それぞれのお立場から見えてくる、各施策の取組状況について御意見を頂戴できればと思います。

それではまず、池田委員から、お願いします。

(池田委員)

なかなかこういう機会がないので、(県の)皆さんがどのような活動をされているのか見えづらいところがあり、質問が難しいところもありますが、いくつか述べさせていただきます。

住居に関して、被害者の方の生活環境がもともとあるので、県営住宅ということで特定して転居するという事は、その方、その方の実際の生活内容と合わないことが多くて、利用が難しい。

本当は相談の段階で申し込みしたいが、こちらから県営住宅で検討を提案しても、できないということで結局元の場所で生活せざるを得ないことがある、そこで生活することで負担やトラブルにつながっていくケースがあるというのを実感しているところです。

また、マッチングを行った場合、経済面で被害者の負担がどのくらいかかるのかというのが見えないのでその辺の説明をしていただきたい。

被害者の方から直接土木課へ連絡するのではなく、支援センターから代理で連絡したこともあるが、広報ができていないためか、なかなか被害者支援センターの立場を理解してもらえていないこともあるので、県の方から積極的に各課の方にも支援センターの広報をしていただけるとありがたいです。支援センターのことを知っていただいているともう少しスムーズに手続き等ができ、話ごとおりやすいかなというのを実感として思ったことがあります。

子供の被害については、教育委員会と私どもセンターの間でのつながり、直接のやり取りができないという現状があるので、被害者からの相談やご要望があってもなかなか現場に繋がらないといった状況があります。

土木課に限らず、ワンストップについては県が積極的にチラシやパンフレットなどを配布したりしているが、被害者支援センターについては、県警に投げっぱなしみたいなどころがあるようで、センター自らで広報するしかないところがある。県の各部署でも支援センターについて知らないようなこともあるので、県としてきちんと広報していただければありがたい。

(県民活動課 中村)

住居のところで、マッチングのことがありましたが、土木建築部住宅課の取組となっておりますので、どこまで今わかるかというのがありますが。

(県民活動課 広兼)

マッチングの件は、具体的に、こちらでも把握できていないところがあるため、確認させていただきます。支援センターの広報については、当課の方からも理解促進を図れるよう話をしていきたい。

県としても、昨年度条例制定して被害者支援に関する取組を実施しているが、なかなか認知度が

上がっていないということで、(広報)担当部署とも連携して色々な媒体を活用した広報を行っていったらと思います。

(内野委員)

条例を作っていただいたことによるメリットのところから。

私は、県や市町の担当者の方に対して研修会などを行っているが、その中で条例に基づいて、今後、各市町にもこういったニーズがある、こういったサービスをしてもらう必要がある、といったことを言いやすくなる。条例が根拠にもなります。

そういった意味では、市町の担当者も姿勢が違ってきていると思う。これまでは他人事のようにあったが、これからは自分たちの職責としてやらなくちゃいけないという意識につながっていくだろうし、重要だと感じます。

報道による二次被害のことや、被害が潜在的な青少年など特定のところに対する取組は、広島独自のものとしてすごく良かった。世間でも注目を浴びた事件の犯罪被害者がいち早くこの制度を使って被害者が前に出ることなく、弁護士の方が対応するということができた取組としてよかった。

こうした取組については、条例があることによるメリットだと思います

先ほど住宅のことがでてきましたが、県に限らないことだと思いますが、色々な条件があり、条件に合わない申請もできない、といった問題があります。そのあたり早期支援事案であればもう少し柔軟に使えるように、見舞金についても申請手続きが結構大変で、そのあたりもう少し簡略化するなどの方策がないと、シームレスに支援しますという割には滞ったり、被害者にも負担になるので、せっかくいい制度を作っていただいているので、運用面についてももう少し配慮してもらえるとありがたい。

NHK ニュースでやっていたのが、年金生活者の方が、お金はあっても部屋を借りられない。

それは、一人暮らしだったりすると亡くなった後の遺品整理など、色々な面で負担がかかるので、そういったことがうまくできないと、不動産業者では物件を紹介してもらえず車上生活をしているというケースもあった。そうした場合に、居住支援法人によるマッチングでうまく家を借りられるということもあると思うので、被害者自身がそういう形で居住先を見つけて住むようになった場合の費用負担のところも、もう少し明確にしてもらえれば、せっかく県営住宅を用意してもらっても、ここは被害者の方が利用しにくいとか、お子さんがいると同じ校区に住みたいというニーズもあったりで、なかなか県で準備していただいているところに入居しづらいという現実もあると思いますので、この居住支援法人の制度を使えるのであれば、連携してやってもらえるとありがたい。

最後に、広島は横の連携ができていて、条例もありますし、県警や被害者支援センターと連携もできていて、ネットワークがしっかりしてうまく機能していると思いますので、今後も維持していただけたらと思います。

(県民活動課 中村)

内野委員からは、特化条例制定によるメリットについて、取組を推進する上での後ろ盾となっているということ。また、二次被害に関する経済的支援について、全国初として整備したところでございますけれども、実際の運用にもつながり、条例制定による効果という点で御意見をいただきました。

また、生活基盤となる住居の問題は、課題のある運用面についても関係課ともしっかり対応について協議をして進めていきたいと思っています。

(河口委員)

いくつか感想や質問をさせていただければと思います。

刑事司法が法改正等で大きく動いている中で、DV防止法の対策の中に被害者の自立支援という文言が入っていたが、対象者の自立という問題を、何をどのように支援していくのか、文言だけではイメージできなかったもので、具体的な内容について説明してもらえたらと思います。

住宅の関係で、更生保護の中で再犯防止が進められているところ、片や被害者支援というところで県内でも力を入れている中で、その両方からすると公営住宅への入居という支援が加害者に対しても、被害者に対しても掲げられているということで、申し込まれた方の情報がどの程度いくのか、管理はしっかりされているということですが、レアケースだとは思いますが「隣は加害者、私は被害者ですよ。」といったことがもしあれば心理的な負担になる。こういったことがないようにしてもらいたい。

現在、広島県社会福祉士会と支援センターとの間で、医療・保健・福祉での助言ということでやらせてもらっています。

その中で、どういうことを社会福祉士に相談したらよいかということがイメージしにくいのかなということがありました。とりあえず、走りながらやってみましょうということで、スタートしたところです。そうした中で、相談ということになった時に、(例えば) ”自ら相談するよ” という動機がある方は(必要な窓口に)向かっていく力が働くと思うが、自分が抱えている問題について”(どこに)相談していいのかわからない場合にはイメージがもてないと思います。

可能かどうかかわからないが、相談があった事例の中で、福祉・医療・保健等につながっていく要素、スクリーニングのような形で「これとこれとこれにチェックがあった場合は、福祉的なニーズが高い、医療的ニーズが高い。」といったようなフローチャートみたいなものがあれば、支援につなげやすいのではとイメージしました。その人が必要とする情報に近づけるように、提供していけるようにという意味では、その人がそれをやって、実際に相談するかどうかは、その人のお考えがあると思いますので、少なくともその人に届くような情報が得られるようなこうしたスクリーニングが身近なところでは支えになる仕組みなのかなと思います。

性犯罪について、法改正で不同意性交罪というものになり、強姦、強制わいせつから大きく変わってきている中で、被害者支援の求められる内容も質的に変化が必要であると感じます。

法が目指す点について、同意があったかなかったか、という(例えば)障害者や高齢者への虐待対応についても、性的なものについても、視点としては外形的な虐待行為があれば動機は求めてないよということがある。こうした見方でいえば、現在の法が示している方向(?)で、被害者が被害ということを意識できるような啓発が必要と感じました。

最後ですが、スクールソーシャルワーカーをさせていただいている関係で、県警から県教委に、人員交流で配置されている方から、警察のこともしっかり活用して欲しいとおっしゃられていました。

どちらの世界もそうだと思いますが、被害者、加害者という立場があって、すごく近いところにあります。被害者にも加害者にもなる。それが児童の中でも被害者支援の施策というものが届いていくような、性被害については、小学5、6年生に情報提供があったという話もありましたが、そこに繋がっている施策は大切だなと感じました。

(県民活動課 中村)

河口委員からは、DVの問題、住居の問題、福祉ニーズについて支援に繋がるような仕組みの改善のお話、それから刑法改正に係る性犯罪に関する支援のご意見をいただきました。性被害の刑法改正については、内閣府からもワンストップ向けの説明会がされまして、法務省からも資料等提供がありましたので、しっかり広報啓発を図っていきたくと考えています。

DV法の関係については、わかりますか。

(県民活動課 広兼)

DV法に関する被害者支援については、こども家庭課が所管しており、こども家庭課に確認しております。

国の基本方針の中で被害者支援についてどういうものかというのが記載されています。関係機関等との連絡調整、被害者等に係る情報の保護、生活の支援、就業の支援、住宅の確保、医療保険、年金、子供の就学と保育等が支援として掲げられています。

DV法の改正に伴い、国の基本方針も変更が検討されているが、この被害者支援の取組自体に大きな変更はないと聞いているということです。

また、基本計画に規定することとなる予定ですが、広島県の計画、その他都道府県もすでに規定をしているので、特に大きな変更はない旨、確認しております。

(県民活動課 中村)

それでは、開始から一時間程度経過しましたので、ここで一旦、10分程度休憩とさせていただきますと思います。

部長ですが、次の用務がありますので、ここで退席とさせていただきます。11時5分から再開しますので、時間になりましたら、再開できるよう席にお戻りください。

《休憩》

(県民活動課 中村)

それでは、時間になりましたので、再開させていただきます。

引き続き北口委員からお願いします。

(北口委員)

私が被害者家族となった頃と今では被害者支援の制度も変わってきてはいると思いますが、一例として私の場合、母が被害に遭って入院して退院するとなった時に費用を請求されて、これはどうしたら良いのかと悩みました。犯罪被害に遭って入院しても請求が被害者にされます。現在では、どのくらいの費用が負担されるのかわかりませんし、どこに相談したら良いのか？これも不明です。相談窓口を調べることも、被害者の方では難しいことがあると思いますので、支援される側のプッシュ型の支援と言いますか、こういったことで困っていないですかと反対に相談してもらえるとありがたいこともあるのかなと思ったりします。

各自治体の支援制度や支援条例の制定状況などがどうなっているのかについても、教えていただけたらと思います。

色々な制度があり利用すれば良いものだと理解していますが、知らない人も多いと思うので県

内の自治体で、それぞれ月毎に発行される広報媒体などあると思うので、そういうものに条例のことなど掲載して発信してもらえるとだいぶ違うのではないかとと思います。

(県民活動課 中村)

特化条例の制定状況等について、説明をお願いします。

(県民活動課 広兼)

本日、参考資料として添付している3枚ものの2枚目に全国の犯罪被害者等支援条例の制定状況を付けております。

裏面が広島県内の市町の条例の制定状況、見舞金制度の策定状況となっております。

現在、県内の11市町が犯罪被害者等支援条例を制定しています。

広島市が、県と同じく令和4年4月に制定し、直近で令和5年4月に東広島市及び熊野町が制定しています。

見舞金制度についても、市町で取り組んでいただいておりますが、全市町での設置には至っていません。条例の制定はまだですが、廿日市市と府中町が見舞金制度を設けており、13市町に制度があるという状況です。

見舞金制度以外に、広島市では家事・介護費用助成制度、転居費用助成等の支援を行っていただいております。

全市町で条例制定等に至っていない状況がありますので、来月県内市町の犯罪被害者等支援担当窓口の担当課長会議を開催する予定となっておりますので、そこで条例の制定について及び北口委員の言われた自治体広報誌での広報啓発についても、協力を求め、どこで犯罪被害にあっても同じ支援が受けられるというのが大事だと思いますので、しっかり市町にもお願いしていきたく思います。

(県民活動課 中村)

それでは次に濱野委員からお願いします。

(濱野委員)

弁護士の濱野です。私の立場としましては、弁護士会の活動として広島被害者支援センターにも性被害ワンストップセンターひろしまにも関わっている弁護士です。

今日は、その活動を通して思っていることとして、取組状況をみさせていただき、意見が4点あります。

まず1点目、池田委員も言われておりましたが、ワンストップセンターひろしまは、このステッカーが商業施設の女子トイレに貼られています。組織ができたのはワンストップセンターひろしまの方が遅いですが、先ほども話題にありましたように、性被害に関する注目が集まっているので、わりとこちらがフューチャーされています。ですが、広島被害者支援センターはステッカー等を見たことがない。広報という意味では、やはり周知していただく、周知してアクセスしやすくするということが大事だと思います。私のように、広島被害者支援センターにも性被害ワンストップセンターひろしまにも関わっている弁護士は数名おりますので、例えば、これが同じように並べて貼ってあったとして、ホントはこっちに電話をかけないといけなかったのに、クロスしてもう一方にか

けてしまったという場合でもこちらで交通整理はできます。なので、同じように広島被害者支援センターの周知にも力をいれていただけたら助かるなと思います。

2点目は、先ほどから何度も出ております住宅の問題ですが、この条例を基に県営住宅のことが出ていたのですが、条例上は「県営住宅への入居における特別の配慮等・・・」となっているので、県営住宅一本ではないと条例上読めると思っています。そうすると、母子生活支援施設などありますし、例えばDV被害の時など、その家庭の中には問題が多重構造で起きていて、夫婦間のDVであるけれども、子どもさんの監護状況もあまりよろしくないという時には、県営住宅にその被害者の残りの例えば妻とお子さんが入居されたところで、そこでまた新たな問題が起こりかねない。そうすると、ご家庭の中の様子にしてみれば、県営住宅に入るより、母子家庭支援施設に入っていたら支援を受けた方が良くご家庭もあると思います。そういった施設とも臨機応変に関係性をつくっていただけて、できれば、この家庭は母子生活支援施設の方が良いなとか、その辺の割り振りをしていただけて、ルートを作っていただけると大変助かると思っています。民間のそういったNPO法人もあつたりしますので、いろんなところとパイプを持っていただけて、それこそ被害者の方の状況にあったところに入らせていただけたら助かると思います。住宅の意味では、加害者の状況によっては被害者が同じ県内にいることが安全性を確保できるかどうか、ちょっと怖い事案もあります。それから、報道等されていると、被害者の方が県内に留まっていることが好ましくない状況もあつて、県外に避難していただくというときに、県同士のパイプを持っていただけて、(避難住居が)県外の方が良ければ、〇〇県のここに紹介できますというようなことがあればありがたい。私達は県外に避難していただいた方が良くような場合、個人的な繋がり施設にお願いできませんかということをしてたりしています。そうすると、「措置元がどういかなんですよ」ということもあり、施設との間での交渉が結構難しく、そういうところにも行政が入っていただけて、なるべくこの人は県外の方が良いですねとなれば、県外にも避難できるような体制ができていたら、私たちもとても助かるなと思いました。

医療の証拠採取キットの話ですが、先ほど檜山先生がおっしゃっていたように、当初の目的としては、やはり、警察に届出を躊躇する方がいるので、証拠価値の問題、誰がどのような時にどのような方法で取ったか、そういった問題があることも承知の上で、とりあえず悩んでいる人のために証拠採取をやるよということ、医療機関に置かせてもらっていたのがスタートだったと思います。この取組をみると、1件医療機関に置いていただけて、それは私達も知っているんですけど、それを用いることがなかったのが、今回取組を変えるということになっていたじゃないですか。今後の方法をみると、今度からは医療機関が証拠採取を行うのではなくて被害者の意向に沿って性被害ワンストップセンターひろしまか警察に連絡するとなっていますが、これって元々は警察に行くかまだこれをきちんと公の場に出すかどうかを躊躇している方のための制度であったはずで、これをすると最初の取組の趣旨が全く無駄になってしまうというか、これはどうなのかなと私も檜山先生と同じような危惧があります。

4点目は少し違った観点からです。条例も作られて、県職員の皆さんが活動して下さって私達も助かっていることが多いですけど、他方でやらないといけない仕事が県の職員の方、各セクションで本当にどんどん増えていく。この会議もそうですし。そうすると県職員の方たちの負担がどん

どん増え、一方で公務員の働き方改革も言われていて、そうすると人手不足で相対的に各制度の精度が下がるのではないかと懸念しております。業務内容等は今までのことも含めて精査して無駄を省く等していただきたいです。せっかく良いものを理念として制度を作ったのに、皆さんが疲弊してしまって実際の運用はなかなかってことにならないように、本当にありがたい取組なのでそのあたりは県職員の皆さんの意欲をそがれることがないようなものであったら良いなと思っています。

(県民活動課 中村)

ありがとうございました。

条例の周知について、被害者支援センターの認知度も我々も課題に感じておりまして、繰り返しになりますが、広報の担当部署とも連携して、取り組んでまいりたいと思います。

医療の証拠採取キットの問題につきましては、改めて県警とも協議のほうさせていただきたいと思います。

あと、住宅の問題については、やはり被害者の方のそれぞれの状況に応じた対応が目指すところだと思いますので、ニーズの把握の仕方等含めてどういう形が良いのか関係機関と連携して取り組んでいきたいと思います。

では、最後になりましたが吉中委員よろしくお願ひします。

(吉中委員)

広島大学の吉中でございます。

私のところに回って来るまでに、ほとんど言っていたら、私も同じように思っているところなんです。意見には賛成です。

とりわけ、最後に濱野先生がおっしゃった証拠採取キットの件は重要な問題ですので、ここをしっかりと再考していただけたらなと思います。

それから、居住環境ですよね、条例ができたばかりなので、できたはいいけど、具体的にどう動かしていくのかというところで、うまくいかないような所もあると思います。それらは徐々に改善していただければ良いかなと思ひました。居住環境の問題は本当に一番基本になるところなので、内野先生も言われましたが、条件緩和のところも今いったいどんな風になっているのかなと。前にいただいていると思ひますが、まだ若干利用しにくさがあるのかなという気もしているところございます。

被害者と加害者が隣同士にならないようにというの、具体的に被害者の方のニーズに本当に即したような支援というのが、そういうのを十分にやっていたら良いなと、御負担が多い中で頭が下がる思ひですが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

不同意性交罪の問題も県民の理解促進とかにかかってくることもかもしれないですが、全体として、新しい法制度の認識とか問題点とか周知、理解していただくってことですかね。これが大切なのかなと思ひました。

それから、これは私自身が良くわかっていないところもあって、性被害ワンストップセンターひろしまができて、性被害についてはここに連絡するっていうのが良くわかるんですけど、そのほかの犯罪についてはどこに連絡するのか、広島被害者支援センターなのかなと思ひんですが、たぶん、私もわかっていないので、実際、こういうステッカーなりがあれば性被害のことはワンストップセ

ンターひろしまにってなるんですけれども、やはり相談窓口のわかりやすさってというのは、特にパニックになっている時に、さっき濱野先生がおっしゃったように、どこかに電話が繋がっていけば連携してやってもらえるというのがあると思うんですけど、学生さんなんかは一体どこに連絡すればいいのかっていうときに、性被害だったら、ワンストップにとかそれ以外だったら被害者支援センターなのかなってそのぐらいしか私はわからないんですが、私も昔被害者支援センターに行かせていただいていたことがあるんですが、これはステッカーなんかは作らないんですかね。

ステッカーじゃなくても、ありますよね、こういう名刺大のカードとかパンフレットとか。

(池田委員)

センターの費用で(広報)するので、そのやりくりの中でステッカーは作っていません。

(吉中委員)

ステッカーが良いのかなとちょっと思ったりもして、私も(性被害ワンストップ?)センターさんのいっぱいあるんですけど、結局どこに置くかって、見えやすいところに置いてるんですけど、(ステッカーには)目につきやすさっていうのがあると良いのかなと思いました。

(濱野委員)

このリーフレットのような連名とか併記でステッカー作っても良いかもしれないですね。どっちかに連絡したらいいっていう。

(吉中委員)

窓口のわかりやすさですね。あとはほんとにだいたい委員の先生方おっしゃっていただいて頂くばかりでした。私の方からは以上です。

(県民活動課 中村)

ありがとうございました。

吉中委員からも証拠採取キットの問題いただきましたので、繰り返しになりますが、県警とも協議させていただきたいと思います。

あと、相談窓口の周知、これはなかなか相談できない、どこに相談したらいいかわからないっていう方が多いんだと思いますので、色々工夫を図っていきたいと思います。

一通り委員の皆様から御意見ちょうだいしたところですが、言い忘れたことですか、他の委員さんの御意見を聞いてまた改めて思ったことなどございましたら、御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか

(内野委員)

証拠採取キットのことなんですけれども、わたしは6年前に全国犯罪被害者支援ネットワークが組んでいただいた海外の視察に行かせてもらったんです。スコットランドで行っていたのが、ワンストップセンターのようなところに看護師が常駐というか、スタッフとして入っておられた、そこで証拠採取が必要な時には診察室のような所もあって、そこに医師がオンコールで来てくれて採取を行っていました。

それは、環境的になかなか厳しいかなという気がするので、どこか県だと県病院とかに委託契約してみて、被害者の方が意を決して行かれるということがあれば、ワンストップからそこに繋いで採取ができるようにするとか工夫のしようはあると思います。

実際にすごく良い制度で医師にもそんなに負担がかからないように既にあるようなところをうまく活用しながらやっていたので、そういうのが実効性があるのかなっていうのを海外に行って、良いなと思ったところです。

(県民活動課 中村)

証拠採取については、産婦人科医会さんとの協力もいただいて、県内 28 の協力医院の御協力もいただいて対応させていただいているところがございますが、引き続き被害にあわれた方が対応しやすいような改善策については、検討を行ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

そのほかにはございませんでしょうか

では以上を持ちまして、本日の広島県犯罪被害者等推進会議は終了させていただきます。

多数の貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

また、今回各委員さんからいただきました御意見等も踏まえまして、担当所属とも共有させていただいて、今後の取組に活かしていきたいと考えてございます。

本日お手元に配布させていただいておりますリーフレットですけれども、先ほど各委員さんからもございましたとおり、県民の皆様への周知をしっかりとやっていかないといけないというところがございます。県民活動課で作成したリーフレットでございます、相談窓口の周知のために商業施設の県政ラック、県の広報媒体を置かせていただくところですか、各支援機関の皆さんにも御協力いただいて、配布等させていただいているところございますが、なかなかまだ認知が上がっていかないという状況がございますので、もしみなさまの関係するところで配布に御協力いただけることございましたら、リーフレット等お持ちしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。